

合格者の皆さんへ（医学部医学科）

合格おめでとうございます。

「入学の手引 III 入学準備編」でご案内しております各種手続（学研災等各種保険、後援会・同窓会、学生自治団体等）につきましては、下記の案内をご確認の上、お手続きをいただきますようお願ひいたします。なお、①～④につきましては、山口大学生協に委託しております「入学準備サイト（Vsign）」にて手続きが可能です。

● 入学準備サイト（Vsign） URL : <https://vsign.jp/yamaguchi/extra/gakkensai>

記

- ① 医学科学生保険案内
- ② 山口大学医学部医学科後援会案内
- ③ 同窓会（霜仁会）案内
- ④ 医学部自治会に関する案内
- ⑤ PLEASE GIVE A DONATION

なお、学校推薦型選抜Ⅱ特別枠の「緊急医師確保対策枠」、「地域医療再生枠」、「重点医師確保対策枠」に合格された方は、上記に加え、次についてもご確認ください。

⑥緊急医師確保対策枠 合格者向け	<ul style="list-style-type: none">・山口県医師修学資金（緊急医師確保対策枠）の貸付申請について・山口県医師修学資金（緊急医師確保対策枠）の御案内・修学資金貸付申請書（緊急医師確保対策枠）・山口県医師修学資金（緊急医師確保対策枠）応募理由書
⑦地域医療再生枠 合格者向け	<ul style="list-style-type: none">・山口県医師修学資金（地域医療再生枠）の貸付申請について・山口県医師修学資金（地域医療再生枠）の御案内・修学資金貸付申請書（地域医療再生枠）・山口県医師修学資金（地域医療再生枠）応募理由書
⑧重点医師確保対策枠 合格者向け	<ul style="list-style-type: none">・山口県医師修学資金（重点医師確保対策枠）の貸付申請について・山口県医師修学資金（重点医師確保対策枠）の御案内・修学資金貸付申請書（重点医師確保対策枠）・山口県医師修学資金（重点医師確保対策枠）応募理由書
⑨全枠共通	貸付金の返還債務の免除に関する条例（抄）
⑩全枠共通	山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則
⑪全枠共通	山口県医師及び歯科医師修学資金貸付要綱

【問合せ先】

〒755-8505 山口県宇部市南小串1丁目1-1

山口大学医学部学務課医学科教務係

TEL : 0836 - 22 - 2053 FAX : 0836 - 22 - 2059

医学科学生保険案内(2026年度用)

1

1. 学生教育研究災害傷害保険(略称:学研災)

学生の講義、実験等の正課中及び学校行事中における不慮の災害事故、課外活動中の事故、学校施設内における事故並びに通学中の事故による傷害を救済するために、日本国際教育支援協会が行う制度です。大学における教育研究を円滑に進めるため、本学の学生は全員加入となっています。

2. 学研災付帯学生生活総合保険(略称:付帯学総)

医学部における教育研究を円滑に進めるため、医学科の学生は学研災付帯学生生活総合保険(略称:付帯学総)に全員加入してください。

付帯学総は傷害保険である学研災では補償されない実習時等の賠償責任や接触感染等の予防等を補償する保険です。詳細については、「入学の手引 III-2 保険加入のご案内」を参照してください。

3. 学研災・付帯学総の違い

適用	<必須加入>		<必須加入>
	学 研 災	付 帯 学 総	
授業中・実習中	ケガ 賠償	1日以上通院・1日以上入院の場合 —	1日以上通院・1日以上入院の場合 ○
	ケガ 賠償	1日以上通院・1日以上入院の場合 —	1日以上通院・1日以上入院の場合 ○
学校行事中	ケガ 賠償	4日以上通院・1日以上入院の場合 —	1日以上通院・1日以上入院の場合 ○
	ケガ 賠償	14日以上通院・1日以上入院の場合 —	1日以上通院・1日以上入院の場合 ○
学校施設内	ケガ 賠償	○ —	1日以上通院・1日以上入院の場合 ○
	ケガ 賠償	—	1日以上通院・1日以上入院の場合 ○
大学公認のクラブ活動中	ケガ 賠償	—	1日以上通院・1日以上入院の場合 ○
	ケガ 賠償	—	1日以上通院・1日以上入院の場合 ○
学校が正課・学校行事・課外活動と認めた介護体験活動・教育実習・ボランティア活動及びその往復	ケガ 賠償	○ —	1日以上通院・1日以上入院の場合 ○
	ケガ 賠償	通学特約を受けた場合 4日以上通院・1日以上入院の場合 —	1日以上通院・1日以上入院の場合 ○
通学中	ケガ 賠償	—	1日以上通院・1日以上入院の場合 ○
	ケガ 賠償	×	1日以上通院・1日以上入院の場合 ○
日常生活中(学校外)	ケガ 賠償	—	1日以上通院・1日以上入院の場合 ○
	病気(24時間補償)	×	1日以上通院・1日以上入院の場合
医療実習中の事故による、院内感染・針刺し等の接触感染の予防の為の検査	×		50万円
医療実習中の事故による、院内感染・針刺し等の接触感染での発病後の治療	×		1日以上通院・1日以上入院の場合
救援者費用	—		○
育英・学資費用	—		△
生活用動産	—		△
借家人賠償責任	—		△

<その他>

学研災と付帯学総は独立した別の保険のため、学研災の補償に該当するケガの場合、学研災と付帯学総の両方から補償され、併せて請求できます。

資料のご案内

- ・ 山口大学医学部医学科後援会 ご入会・会費お振込みのお願い
推薦・一般入試の方・・・1 P
編入学の方・・・2 P
- ・ 山口大学医学部医学科後援会事業内容・・・・・・・・・・・・3 P
- ・ 山口大学医学部医学科後援会会則・・・・・・・・・・・・4~5 P
- ・ 令和8年度新入生保護者会の開催について（ご案内）・・・6~9 P



新入生保護者 各位

山口大学医学部医学科後援会
会長 石原 得博
山口大学医学部医学部長
山口大学医学部医学科後援会
顧問 田邊 剛

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、御子息、御令嬢様には、山口大学医学部医学科に御入学の栄冠を得られ、心よりお祝い申し上げます。

さて、山口大学医学部におきましては、学生の福利厚生・課外活動及び対外活動に対する援助、その他教育研究面での助成等を行うため、学生の保護者等によります「山口大学医学部医学科後援会」を別添会則のとおり組織しております。

毎年医学部新入学者全員についてご入会いただくことで、医学部生全体の活動全般を支えることが出来るものとなっております。

およそ6年間にわたってご子息様らが活動支援を受ける互助的な性質であることをご理解いただいたうえで、是非ともご入会いただきますようお願いいたします。

つきましては、出費多端な折から誠に恐縮ではございますが、この後援会の事業を遂行するための会費（6年間分）として90,000円を令和8年3月末日までに、御納付いただきますようお願い申し上げます。

敬具

※宇部市、山陽小野田市、山口市にお住いの保護者の方には、医学科後援会の理事をお願いする事がございますので、その際にはご協力をお願いいたします。

山口大学医学部医学科後援会事務局
(医学部総務係内)
担当：丸山・福岡・西村
TEL：0836-22-2008
Mail：gokai@yamaguchi-u.ac.jp

新入生保護者 各位

山口大学医学部医学科後援会
会長 石原 得博
山口大学医学部医学部長
山口大学医学部医学科後援会
顧問 田邊 剛

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、御子息、御令嬢様には、山口大学医学部医学科に御入学の栄冠を得られ、心よりお祝い申し上げます。

さて、山口大学医学部におきましては、学生の福利厚生・課外活動及び対外活動に対する援助、その他教育研究面での助成等を行うため、学生の保護者等によります「山口大学医学部医学科後援会」を別添会則のとおり組織しております。

毎年医学部新入学者全員についてご入会いただくことで、医学部生全体の活動全般を支えることが出来るものとなっております。

およそ5年間にわたってご子息様らが活動支援を受ける互助的な性質であることをご理解いただいたうえで、是非ともご入会いただきますようお願いいたします。

つきましては、出費多端な折から誠に恐縮ではございますが、この後援会の事業を遂行するための会費（5年間分）として75,000円を令和8年3月31日までに御納付いただきますようお願い申し上げます。

敬具

山口大学医学部医学科後援会事務局
(医学部総務係内)

担当：丸山・福岡・西村

TEL : 0836-22-2008

Mail : gokai@yamaguchi-u.ac.jp

山口大学医学部医学科後援会事業

医学部医学科における教育事業を援助するため、以下の事業を実施することが理事会・総会で承認されています。本会では、クラブ活動をはじめ、実習および国家試験対策への援助など、会員の皆様からの会費が学生に還元される事業を数多く実施しています。

1. クラブ活動に関する事業

- (1) クラブ活動及び自治会活動への助成
- (2) 課外活動運営補助
- (3) キャンパス間移動用バス運行補助

クラブ活動に参加する1年生送迎（山口・宇部間）のためのバス借上げ費用の一部を補助

実施期間 毎年6月～2月

2. 医学祭の運営に関する事業

- (1) 医学祭開催助成

3. 医学教育に関する事業

- (1) 医学部生特別講演会の開催（4講座）
- (2) 1年生の医学教育助成
- (3) 5・6年生の附属病院実習及び6年生の学外臨床病院実習への補助
- (4) ワクチン接種経費の助成
- (5) 医師国家試験対策への補助
模擬試験受験料を補助
- (6) 高度学術医育成のための奨学金助成
- (7) 学生の就学環境・生活環境の整備
- (8) ワンコイン朝食の補助
- (9) CBT試験のバス代補助

4. 正常解剖体蒐集に関する事業

5. 入学卒業の運営に関する事業

- (1) 卒業謝恩会経費補助

6. 保護者会の運営に関する事業

- (1) 入学時保護者会開催バス借り上げ経費
- (2) 保護者見学会開催経費の補助

山口大学医学部医学科後援会会則

第1条 本会は、山口大学医学部医学科後援会と称し、医学部医学科（以下「医学科」という。）学生の保護者及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第2条 本会は、事務所を山口大学医学部医学科内に置く。

第3条 本会は、医学科と家庭との連絡を密にし、医学科の発展を助け、学生教育の成果を挙げることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医学科と家庭との緊密化
- (2) 医学科学生の福利厚生に関する事業
- (3) 医学科の対外活動に対する援助
- (4) その他本会の目的を達するために必要な事業

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長、副会長、顧問 各1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 監事 2名

第6条 会長は、医学科学生の保護者及び本会の趣旨に賛同する者の中から理事会において選出する。

- 2 副会長は、当分の間霜仁会（同窓会）副会長をもって充てる。
- 3 顧問は、医学科長をもって充てる。
- 4 理事は、保護者理事と医学科関係理事とする。
- 5 保護者理事は、医学科学生の保護者の中から理事会の議に基づき、会長が委嘱する。
- 6 医学科関係理事は、附属病院長、学生委員、教務委員並びに霜仁会役員1名をもって充てる。
- 7 監事は、医学科学生の保護者及び医学科関係者の中から各1名を選出し、会長が委嘱する。
- 8 保護者理事及び医学科学生の保護者の中から選出された監事の任期は、当該学生の在学期間とする。

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を掌理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の事業を議決処理する。
- (4) 監事は、会計の監査にあたる。

第8条 会議は、これを分けて入学生保護者会及び理事会とする。

- 2 入学生保護者会は、毎年一回入学式当日に開く。
- 3 理事会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

第9条 理事会において行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 歳入、歳出予算書等の議決並びに決算の承認
- (2) 会務の報告
- (3) 役員（理事、監事）の選挙

(4) 会則の変更

(5) その他必要な事項

第10条 本会の庶務、会計を担当させるため、幹事若干名を置き、医学部事務職員の中から会長が委嘱する。

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第12条 本会の経費は、次の収入によって支弁する。

(1) 会 費 90,000円（1年次入学者納入6年間分）

75,000円（2年次編入者納入5年間分）

60,000円（3年次編入者納入4年間分）

(2) 寄付金

(3) 雑収入

第13条 医学部教育施設拡充等のため必要あるときは、一般業界等から寄付を募集することができる。

附 則

この会則は、昭和39年4月15日から施行し、昭和39年度入会者から適用する。

附 則

この会則は、昭和40年4月14日から施行し、昭和40年度入会者から適用する。

附 則

この会則は、昭和43年2月14日から施行する。

附 則

この会則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和45年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、昭和47年3月16日から施行する。

附 則

この会則は、昭和52年2月25日から施行する。

附 則

この会則は、昭和53年7月20日から施行し、昭和53年5月21日から適用する。

附 則

この会則は、昭和63年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年6月12日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成17年7月14日から施行し、平成18年度入会者から適用する。

附 則

この会則は、平成24年7月12日から施行し、平成25年度入会者から適用する。

新入生保護者 各位

山口大学医学部医学科後援会
会長 石原得博
山口大学医学部長
山口大学医学部医学科後援会
顧問 田邊剛

令和8年度新入生保護者会の開催について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、ご子息ご令嬢様には、山口大学医学部医学科にご入学の栄冠を得られ、心よりお祝い申し上げます。

さて、入学式終了後に医学部（宇部市小串キャンパス）におきまして、令和8年度医学部医学科新入生保護者会を下記のとおり開催いたします。

つきましては、式典終了後入学式会場（山口市）から医学部行きの貸切バスにご乗車いただき、ご出席賜りますようご案内申し上げます。

医学部行きの貸切バス乗車場、新入生保護者会会場案内、アクセス方法（宇部市）につきましては、別添の案内図等をご参照願います。

なお、自家用車で医学部（宇部市小串キャンパス）にお越しの場合は、医学部附属病院患者用駐車場をご利用いただき、駐車券を新入生保護者会会場にご持参いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和8年4月3日（金）14時～16時（予定）

2. 場 所 医学部医修館総合研究棟A（宇部市小串キャンパス）

3. 貸切バス運行予定 次ページを参照願います。

貸切バス運行予定
〔令和8年4月3日（金）〕

【往路】

12:00 入学式会場（山口県スポーツ文化センター 第1駐車場）発
↓
13:00 医学部（宇部市小串キャンパス）着

〔医学部到着後、各自昼食〕※医心館学生食堂で食事が可能です

【14:00～16:00 新入生保護者会】

【復路】

16:05 医学部（宇部市小串キャンパス）発
↓
16:45 J R新山口駅 経由
↓
17:05 山口大学吉田キャンパス（山口市） 経由
↓
17:35 山口県スポーツ文化センター（山口市 入学式会場）着

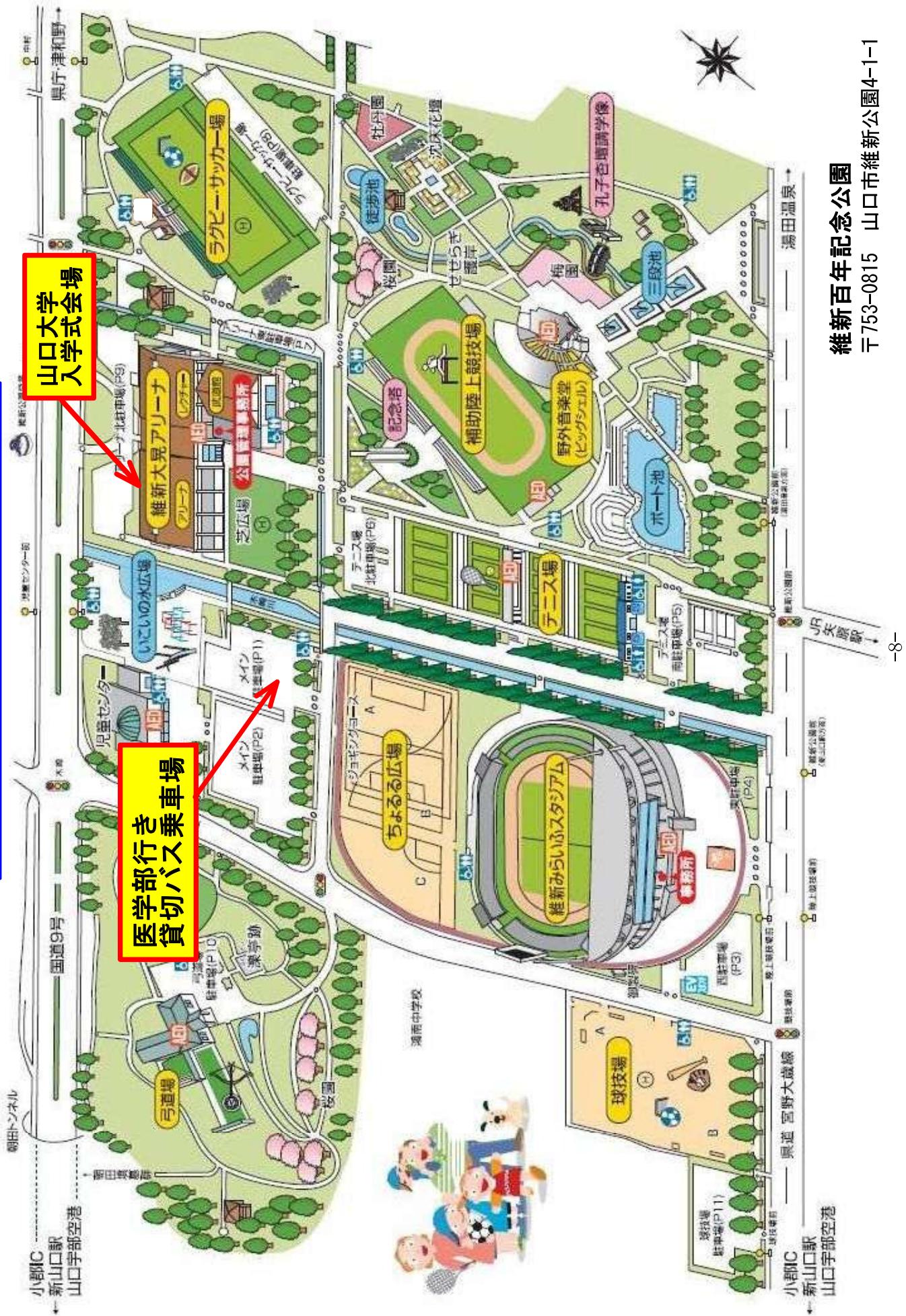
新山口駅、吉田キャンパスでの下車を希望される方は、復路乗車時に運転手にお申し出下さい。

※貸切バスの発着時刻は、あくまでも予定時間です。

医学部行きバス乗車場案内図

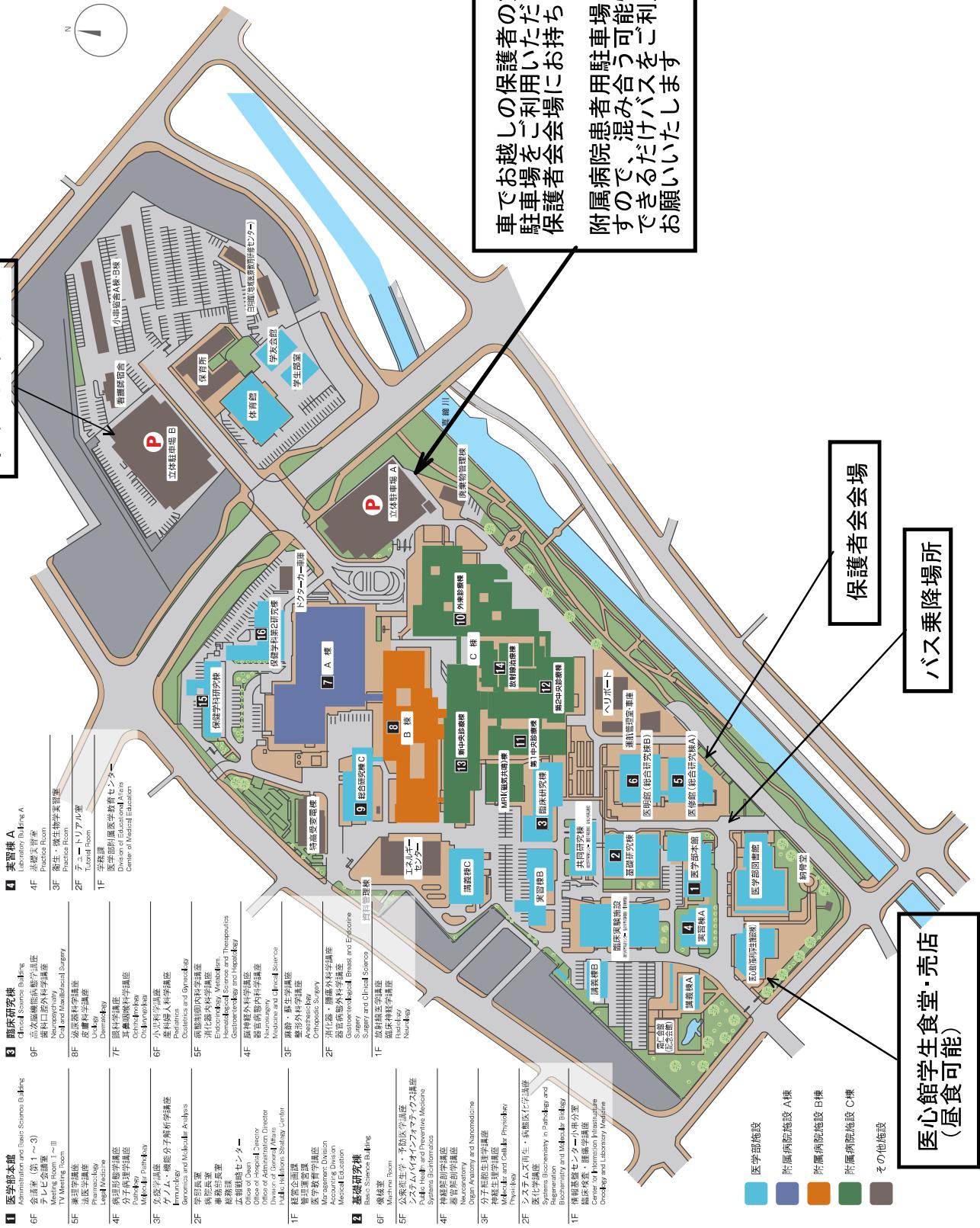
場学会式大口学入山

医賃切バ行ス乗きき場



14 建物配置図 Campus Map

職員駐車場は出来ません



山口大学医学部同窓会 一般社団法人「霜仁会」

一般社団法人「霜仁会（そうじんかい）」は、医学科在学生及び卒業生並びに医学部関係者等で構成している団体です。

霜仁会は、70年以上の歴史があります。昭和29年（1954年）に山口県立医専と山口県立医大の同窓会が合併して発足し、宇部市のシンボルであります霜降山（しもふりやま）の「霜」と医は仁術なりの「仁」をとって、霜仁会と命名されました。

現在の会員数は、約6,700名で、多くの卒業生が国内外で活躍し、全国32の支部会で交流を深めています。

同窓会の目的及び事業については、別添の定款（第3条及び第4条）のとおりですが、それらの諸事業は会員相互の交流と啓発を図ることによって会員の資質向上と会の発展を促進し、健康福祉の充実に寄与することを目的に運営されております。

また、山口大学医学部の教育・研究支援（350万円）、学生への助成（医学祭・学生会・クラブ活動への助成70万円、白衣授与40万円、国際奨学金20万円）、地域医療充実のための活動（研修医教育助成50万円、その他助成90万円）や学術研究の発展奨励助成（130万円）の合計760万円の支援・助成を毎年行っています。

本学医学部にご入学と同時に「霜仁会」の会員としての資格を得られることになります。

つきましては、同窓の絆の下、こうした同窓会活動を続け、次の世代に繋げていくためにも、是非、「霜仁会」の活動をご理解いただき、下記の新入会費及び会館運営助成金のご納入をお願い申し上げます。

記

1. 新入会費 20,000円（内訳：入会金10,000円、年会費10,000円）

2. 会館運営助成金 15,000円（銘板作成費用含む）

合 計 35,000円（次年度からは、年会費10,000円のみ）

（注）次年度以降の会費（10,000円）の納入方法につきましては、改めてご案内申し上げます。

※新入会費及び助成金納入は、入学準備サイト「Vsign」（外部サイト）で行います。

下記リンク先又はQRコードからご確認いただき、入会手続きをお願いいたします。

「入学準備サイト Vsign」

<https://vsign.jp/yamaguchi/extra/gakkensai>



（添付資料）

・一般社団法人霜仁会 定款

〈問い合わせ先〉

山口大学医学部同窓会

一般社団法人 霜仁会事務局

TEL：0836-22-2029

E-mail：jimu@soujinkai.jp

一般社団法人霜仁会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人霜仁会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を山口県宇部市南小串一丁目2番11号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、山口県における医学教育・研究の振興を図り、地域医療の充実と公衆衛生の向上を目指すとともに、会員相互の交流と啓発を図ることによって会員の資質向上と会の発展を促進し、健康福祉社会の充実に寄与する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 山口県における医学教育・研究の充実・発展のための助成を行うこと。
- (2) 山口県における地域医療の充実に寄与すること。
- (3) 山口県における公衆衛生の向上に寄与すること。
- (4) 山口大学及び地域の利用者の便宜のため霜仁会館の管理運営を行うこと。
- (5) 医学教育の振興に功績のあった者の表彰を行うこと。
- (6) 会の発展と会員の資質向上を図るため、山口大学医学部医学科同窓会の活動を支援すること。
- (7) 医学教育振興のための文書を定期的に作成し、会員及び医学教育機関へ頒布すること。
- (8) 会の事業の安定・促進を図るため、検査センター等の収益事業を行うこと。
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

- ア. 1号会員 山口県立医学専門学校、山口県立医科大学及び山口大学医学部医学科を卒業した者並びに山口大学医学部医学科に在学する学生
- イ. 2号会員 1号会員を除く山口県立医学専門学校、山口県立医科大学、山口大学医学部医学科及び山口大学大学院医学研究科に縁故のある者

(2) 特別会員 山口大学医学部医学科の教授及び名誉教授

(3) 名誉会員 本会に対し功労のあった者

2 前項の正会員のうち、支部代議員(関東から沖縄に存在する各支部から選出の代表)、期別代議員(昭和24年以降の各期卒業生代表)、2号会員代議員(2号会員から選出の代表)

及び学生代議員(1年生から6年生までの各学年代表)をもって一般社団法人及び一般財团法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- 3 前項の支部代議員、期別代議員、2号会員代議員及び学生代議員(以下「代議員」という。)は、それぞれ概ね正会員150人のうちから1名を選出する。
- 4 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会で定める。
- 5 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 6 第4項の代議員選挙において、全ての正会員は等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 7 代議員の任期は2年とする。ただし、代議員が総会決議の取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。
- 8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 9 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる次項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 10 第8項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第4項の代議員選挙終了の時までとする。
- 11 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

12 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総代議員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 この法人の総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の総会は、定時総会として毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合は次項に定めるところにより臨時総会を開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総代議員の5分の1以上の議決権を有する代議員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会長は、すべての代議員に対し、総会の日時、場所及び目的である事項を示した書面をもって、開催の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席した代議員の中から選出する。

(定足数)

第16条 総会は、代議員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第2条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第19条 やむを得ない理由により総会に出席することができない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面によって議決権を行使することができる。

2 やむを得ない理由により総会に出席することができない代議員は、他の代議員を代理人として議決権を行使することができる。

3 前項の代理権の授与は、総会ごとに行わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定によって行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した代議員のうちからその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 人以上 25 人以内

(2) 監事 2 人

2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 理事は、監事を兼ねることができない。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書等を監査する。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類等を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

6 監事は、前各項に定めるもののほか、法人法に定めるところにより、権限を行使する。

(役員の任期)

第 25 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 27 条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を、役員に対して支払うことができる。

(名誉会長及び顧問)

第 28 条 この法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、総会の議決を得て会長が委嘱する。

3 名誉会長は、この法人の事業に関する重大な事項について、会長の諮問に応じ、又は意見を述べることができる。

4 顧問は、この法人の事業に関する特定の事項について会長の諮問に応じることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任できない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 重要な使用人の選任及び解任

(3) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第 31 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 通常理事会は、毎月(8 月を除く。) 開催する。

3 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、又は役員から招集の請求があったときに開催する。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長が、これに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事が、前項の議事録に署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び代議員名簿を事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 個人情報の保護

第43条 この法人は、個人情報の保護に万全を期すものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員の任免は、理事会の決議を経て、会長が行う。
- 4 事務局長は理事をもって充てることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は福本陽平とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

山口大学医学部学生自治会

医学部学生自治会への入会および会費納入についてのお願い

ご入学おめでとうございます。学生を代表してお祝い申し上げますとともに、皆さんの新生活が素晴らしいものになることを願っております。

さて、山口大学医学部には医学部生全員により構成される医学部学生自治会があり、皆さんも大学入学に伴い本会の会員となります。私たちは医学部内の各委員会や医学祭の運営、医学部公認の部活動・サークル活動の取りまとめなどを行い、先生方や大学関係者の皆様と連携しながら生活環境の向上を図ることで、医学部生自身がより良いキャンパスライフを送れるよう活動を続けております。

本会の運営は学生一人ひとりの入会費・年会費のほか、医学科同窓会である霜仁会や医学部後援会からいただいた寄付金などにより成り立っております。毎年新入生の皆さんには、入学時に以下の金額を納めていただいております。つきましては、本会の活動をご理解いただき、下記の金額を納入くださいますよう、お願い申し上げます。

ご質問等がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。出費のかさむ折、誠に恐縮ですが、ご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

記

	医学科（一般）	保健学科	医学科（編入生）
山口大学医学部学生自治会 入会費	13,000円	8,000円	12,500円
山口大学医学部学生自治会 年会費	15,000円	10,000円	12,500円
合計	28,000円	18,000円	25,000円

注1) 年会費は2,500円/年とし、医学科6年分(編入生は5年分)・保健学科4年分を一括で納入。

注2) 入会金・年会費の納入後は、原則返金に応じかねます。予めご了承ください。

【支払い方法について】

入会費および年会費の納入については山口大学生協入学準備サイト「Vsign」（外部サイト）で行います。

こちらのリンク < <https://vsign.jp/yamaguchi/extra/gakkensai> > からご確認いただき、入会手続きをお願いいたします。

以上

お問い合わせ先
山口大学医学部学生自治会
令和8年度会長
室崎 淳之介（医学科4年）
e-mail : d096ebu@yamaguchi-u.ac.jp



PLEASE GIVE A DONATION

未来を支える医療人材を
育成するために、ご支援をお願いします。



寄附の使い道

DONATION
ってどねーしょん?

- 修学環境の充実
高度かつ最新の医療技術習得のための実習機器・設備の充実への支援
- 地域医療を学ぶ機会の充実
学生が地域の医療機関等で行う実習に係る移動費、滞在費等への支援
- 学外の専門家による特別講演の実施
国内外の著名な専門家を招聘して、最新の医療に関する知識、情報の提供を支援
- 課外活動の充実
チーム医療に必要なコミュニケーション、協調性を醸成する課外活動を支援



寄附の方法

DONATION
ってどねーしょん?

-  **振込用紙**
郵送にてお送りさせていただきます。
-  **オンライン (WEB フォーム)**

-  **インターネットバンキング決済** 
-  **クレジットカード決済**     

税制上の優遇措置について

山口大学へのご寄附については、個人・法人等を問わず、寄附金控除の対象となります。
控除を受けるためには、所轄税務署で確定申告する必要があります。
本学が発行する「寄附金領収書」により、所轄の税務署に確定申告してください。

お申込みはコチラから



山口大学医学部医学科推薦入試・緊急医師確保対策枠合格者の皆さんへ

山口県医師修学資金（緊急医師確保対策枠）の貸付申請について

合格おめでとうございます。

山口県では、山口大学医学部推薦入試「緊急医師確保対策枠」の入学者全員を対象に、医師修学資金（緊急医師確保対策枠）を設け、修学に必要な資金の貸付けを行います。

合格された皆さんには、次の書類の提出をお願いします。

1 提出書類

(1) 修学資金貸付申請書（別紙様式）

2人の連帯保証人（一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる者）が必要です。
うち1人は、一定の職業を有する父母を充てることができます。

(2) 履歴書

市販の履歴書（写真要）に記載してください。

(3) 健康診断書

近隣の医療機関で、簡易な健康診断を受診してください。

（少なくとも、身長、体重、視力、聴力、尿検査、血圧、医師所見を含むもの）

(4) 本人の住民票

入学に当たり転居を要する場合でも、住所変更前のもので構いません。

(5) 応募理由書（別紙様式）

(6) 本人と生計を同じくする家族全員の収入を証明する書類

市町村長が発行する直近分の所得証明書又は源泉徴収票の写し

※ 他の書類（入学許可書、学部長の推薦書）は、山口大学医学部において作成します。

※ 今回の貸付申請書とは別に、入学後、交付申請書（保証書等）を提出いただく予定です。（別途通知します。）

2 提出期日

令和8年2月25日（水）必着

3 提出先

〒755-8505 宇部市南小串1-1-1

山口大学 医学部 学務課 教育・学生支援係

TEL：0836-22-2099 E-mail：me237@yamaguchi-u.ac.jp

※ 封書に「緊急医師確保対策枠 修学資金申請書 在中」と朱書すること。

4 お問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県 健康福祉部 医療政策課 医師確保対策班 担当：山本

TEL：083-933-2937 E-mail：a11700@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県医師修学資金（緊急医師確保対策枠）の御案内

山口県医師修学資金（緊急医師確保対策枠）は、山口大学医学部が実施する推薦入試「緊急医師確保対策枠」の入学者全員に対し、6年間、山口県が修学に必要な資金の貸付けを行うものです。

1 貸付金額

月額20万円（年240万円、6年計1,440万円）

2 貸付けの条件・返還の免除

貸付けに当たっては、次の条件が付され、これを達成した場合に、貸付金の返還が免除されます。

- (1) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得し、臨床研修を行った後、貸付期間（6年）の2倍の期間に達するまでに、山口県医師修学資金キャリア形成プログラムの適用を受け、県が個別に指定する公的医療機関等において、貸付期間の1.5倍の期間（9年（うち4年は過疎地域の病院を指定））、医師として勤務をしなければなりません。
- (2) 医師免許取得後の臨床研修は、山口県内の臨床研修病院で行わなければなりません。（県内での臨床研修期間については、返還免除のための勤務期間として算入されます。）
- (3) 「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」及び「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付要綱」に定める義務を誠実に履行しなければなりません。
 - ※ 対象となる勤務先は、県内の公的医療機関等のうちから、県が個別に指定。
 - ※ 山口大学医学部附属病院での勤務期間は、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の1に相当する期間（1年に満たない端数があるときは、これを切り上げる。）内のみを返還免除の対象となる勤務期間に算入。
 - ※ 大学院に在籍した期間及び育児休業をした期間は、原則、貸付期間の2倍に相当する期間から除く。

（修学資金を返還しなければならない場合）

次のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた修学資金の額に利息（年10%）を付して一括返還しなければなりません。（利息の計算日数は、各月交付日の翌日からの起算となります。）

なお、災害、疾病、その他やむを得ない事由があると認められるとき等は、その間返還を猶予することができます。

- ① 貸付けが取り消されたとき
- ② 大学を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得しなかったとき
- ③ 免許取得後、直ちに臨床研修を開始せず、又はこれを修了することができなかつたとき
- ④ 県内の公的医療機関等において医師として業務に従事した期間中に死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき（事情により、全額または一部の返還が免除されることがあります）

- ⑤ 大学を卒業した日から2年以内に免許を取得し、直ちに臨床研修を開始し、これを修了した場合において、貸付期間の2倍に相当する期間の間に、県内の公的医療機関等において医師としてその業務に従事した期間が、通算して、貸付期間の1.5倍に相当する期間（1年に満たない端数は切上げ）に達する見込みがなくなったとき
- ⑥ その他貸付けの条件に違反したとき

【参考】

1 県内の公的医療機関等（返還免除の対象となる医療機関）

公的医療機関	日本赤十字社	山口赤十字病院、小野田赤十字病院
	済生会	山口総合病院、湯田温泉病院、下関総合病院、豊浦病院
	厚生農業協同組合連合会	周東総合病院、小郡第一総合病院、長門総合病院
	市町	美和病院、大島病院、東和病院、 大和総合病院、光総合病院、新南陽市民病院、 山陽小野田市民病院、美祢市立病院、美東病院、 下関市立市民病院、豊田中央病院、萩市民病院
	県立病院機構	県立総合医療センター、県立こころの医療センター
	労働者健康安全機構	山口労災病院
その他	地域医療機能推進機構	徳山中央病院、下関医療センター
	国立病院機構	岩国医療センター、柳井医療センター、 山口宇部医療センター、関門医療センター
	国立大学法人	山口大学医学部附属病院
	地域医療支援病院 医療法第4条第1項	岩国市医療センター医師会病院、 オープンシステム徳山医師会病院、 宇部中央病院 (再掲) 岩国医療センター、周東総合病院、徳山中央病院、 県立総合医療センター、山口赤十字病院、 済生会山口総合病院、山口労災病院、 済生会下関総合病院、関門医療センター、 下関医療センター、下関市立市民病院

2 過疎地域の病院（9年間のうち4年間勤務する病院）

美和病院（岩国市）、周東総合病院、柳井医療センター（以上柳井市）、 大島病院、東和病院（以上周防大島町）、美祢市立病院、美東病院（以上美祢市）、 豊田中央病院、豊浦病院（以上下関市）、長門総合病院（長門市）、萩市民病院（萩市）

問い合わせ先 〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県 健康福祉部 医療政策課 医師確保対策班

TEL 083-933-2937 E-mail a11700@pref.yamaguchi.lg.jp

URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/ishikakuho/>

修学資金貸付申請書

令和 年 月 日

山口県知事 殿

申請者 郵便番号
住所ふりがな
氏名 (電話) 局 (印)
番)親権者住所
(未成年後見人)氏名 (電話) 局 (印)
番)

下記のとおり修学資金の貸付けを受けたいので、山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請書	住所							
	氏名							
	生年月日	年		月	日	生	性別	男・女
	家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	年収	同居・別居の別
							円	
修学期間等	大学名	山口大学(医学部)						
	所在地	宇部市南小串一丁目1番1号						
	入学年月日	R8年4月日	貸付希望期間	R8年(2026年)4月から 6年間				
	卒業予定年月日	R14年3月日	貸付希望総額	R14年(2032年)3月まで 金14,400,000円				
修学の種類	医師(緊急医師確保対策枠)							
連帯保証人	住所							
	氏名							
	生年月日	年	月	日	生	性別	男・女	
	職業							
	住所							
	氏名							
生年月日	年	月	日	生	性別	男・女		
職業								

添付書類

- 1 大学における学業成績表(学業成績表の提出が困難な者にあっては、その大学の発行する在学証明書又は入学許可書)
- 2 健康診断書及び住民票
- 3 大学の学長又は学部長の推薦書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とする。

山口県医師修学資金(緊急医師確保対策枠) 応募理由書

住所

氏名

山口大学医学部推薦入学「緊急医師確保対策枠」を志願した理由及び将来どのような医師になりたいか等について記入してください。

山口大学医学部医学科推薦入試・地域医療再生枠合格者の皆さんへ

山口県医師修学資金（地域医療再生枠）の貸付申請について

合格おめでとうございます。

山口県では、山口大学医学部推薦入試「地域医療再生枠」の入学者全員を対象に、医師修学資金（地域医療再生枠）を設け、修学に必要な資金の貸付けを行います。

合格された皆さんには、次の書類の提出をお願いします。

1 提出書類

(1) 修学資金貸付申請書（別紙様式）

2人の連帯保証人(一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる者)が必要です。

うち1人は、一定の職業を有す父母を充てることができます。

(2) 履歴書

市販の履歴書（写真要）に記載してください。

(3) 健康診断書

近隣の医療機関において、簡易な健康診断を受診してください。

（少なくとも、身長、体重、視力、聴力、尿検査、血圧、医師所見を含むもの）

(4) 本人の住民票

入学に当たり転居を要する場合でも、住所変更前のもので構いません。

(5) 応募理由書（別紙様式）

(6) 本人と生計を同じくする家族全員の収入を証明する書類

市町村長が発行する直近分の所得証明書又は源泉徴収票の写し

※ 他の書類（入学許可書、学部長の推薦書）は、山口大学医学部において作成します。

※ 今回の貸付申請書とは別に、入学後、交付申請書（保証書等）を提出いただく予定です。（別途通知します。）

2 提出期日

令和8年2月25日（水）必着

3 提出先

〒755-8505 宇部市南小串1-1-1

山口大学 医学部 学務課 教育・学生支援係

TEL：0836-22-2099 E-mail：me237@yamaguchi-u.ac.jp

※ 封書に「地域医療再生枠 修学資金申請書 在中」と朱書すること。

4 お問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県 健康福祉部 医療政策課 医師確保対策班 担当：山本

TEL：083-933-2937 E-mail：a11700@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県医師修学資金（地域医療再生枠）の御案内

山口県医師修学資金（地域医療再生枠）は、山口大学医学部が実施する推薦入試「地域医療再生枠」の入学者全員に対し、6年間、山口県が修学に必要な資金の貸付けを行うものです。

1 貸付金額

月額15万円（年180万円、6年計1,080万円）

2 貸付けの条件・返還の免除

貸付けに当たっては、次の条件が付され、これを達成した場合に、貸付金の返還が免除されます。

- (1) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得し、臨床研修を行った後、貸付期間（6年）の2倍の期間に達するまでに、山口県医師修学資金キャリア形成プログラムの適用を受け、県が個別に指定する公的医療機関等において、貸付期間の1.5倍の期間（9年）、医師として勤務をしなければなりません。
- (2) 医師免許取得後の臨床研修は、山口県内の臨床研修病院で行わなければなりません。（県内での臨床研修期間については、返還免除のための勤務期間として算入されます。）
- (3) 「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」及び「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付要綱」に定める義務を誠実に履行しなければなりません。
 - ※ 対象となる勤務先は、県内の公的医療機関等のうちから、県が個別に指定。
 - ※ 山口大学医学部附属病院での勤務期間は、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の1に相当する期間（1年に満たない端数があるときは、これを切り上げる。）内のみを返還免除の対象となる勤務期間に算入。
 - ※ 大学院に在籍した期間及び育児休業をした期間は、原則、貸付期間の2倍に相当する期間から除く。

（修学資金を返還しなければならない場合）

次のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた修学資金の額に利息（年10%）を付して一括返還しなければなりません。（利息の計算日数は、各月交付日の翌日からの起算となります。）

なお、災害、疾病、その他やむを得ない事由があると認められるとき等は、その間返還を猶予することがあります。

- ① 貸付けが取り消されたとき
- ② 大学を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得しなかったとき
- ③ 免許取得後、直ちに臨床研修を開始せず、又はこれを修了することができなかったとき
- ④ 県内の公的医療機関等において医師として業務に従事した期間中に死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき（事情により、全額または一部の返還が免除されることがあります）

- ⑤ 大学を卒業した日から 2 年以内に免許を取得し、直ちに臨床研修を開始し、これを修了した場合において、貸付期間の 2 倍に相当する期間の間に、県内の公的医療機関等において医師としてその業務に従事した期間が、通算して、貸付期間の 1.5 倍に相当する期間（1 年に満たない端数は切上げ）に達する見込みがなくなったとき
- ⑥ その他貸付けの条件に違反したとき

【参考】県内の公的医療機関等（返還免除の対象となる医療機関）

公的 医療 機関	日本赤十字社	山口赤十字病院、小野田赤十字病院
	済生会	山口総合病院、湯田温泉病院、下関総合病院、豊浦病院
	厚生農業協同組合連合会	周東総合病院、小郡第一総合病院、長門総合病院
	市町	美和病院、大島病院、東和病院、 大和総合病院、光総合病院、新南陽市民病院、 山陽小野田市民病院、美祢市立病院、美東病院、 下関市立市民病院、豊田中央病院、萩市民病院
	県立病院機構	県立総合医療センター、県立こころの医療センター
その他	労働者健康安全機構	山口労災病院
	地域医療機能推進機構	徳山中央病院、下関医療センター
	国立病院機構	岩国医療センター、柳井医療センター、 山口宇部医療センター、閲門医療センター
	国立大学法人	山口大学医学部附属病院
	地域医療支援病院 医療法第 4 条第 1 項	岩国市医療センター医師会病院、 オープンシステム徳山医師会病院、 宇部中央病院 (再掲) 岩国医療センター、周東総合病院、徳山中央病院、 県立総合医療センター、山口赤十字病院、 済生会山口総合病院、山口労災病院、 済生会下関総合病院、閲門医療センター、 下関医療センター、下関市立市民病院

問い合わせ先 〒753-8501 山口県山口市滝町 1-1

山口県 健康福祉部 医療政策課 医師確保対策班

TEL 083-933-2937 E-mail a11700@pref.yamaguchi.lg.jp

URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/ishikakuho/>

修学資金貸付申請書

令和 年 月 日

山口県知事 殿

申請者 郵便番号
住所ふりがな
氏名 (電話) 局 (印)
番)親権者住所
(未成年後見人)氏名 (電話) 局 (印)
番)

下記のとおり修学資金の貸付けを受けたいので、山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請書	住所							
	氏名							
	生年月日	年		月	日	生	性別	男・女
	家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	年収	同居・別居の別
							円	
修学期間等	大学名	山口大学(医学部)						
	所在地	宇部市南小串一丁目1番1号						
	入学年月日	R8年4月日	貸付希望期間	R8年(2026年)4月から 6年間				
	卒業予定年月日	R14年3月日	貸付希望総額	R14年(2032年)3月まで 金10,800,000円				
修学の種類	医師(地域医療再生枠)							
連帯保証人	住所							
	氏名							
	生年月日	年	月	日	生	性別	男・女	
	職業							
	住所							
	氏名							
生年月日	年	月	日	生	性別	男・女		
職業								

添付書類

- 1 大学における学業成績表(学業成績表の提出が困難な者にあっては、その大学の発行する在学証明書又は入学許可書)
- 2 健康診断書及び住民票
- 3 大学の学長又は学部長の推薦書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とする。

山口県医師修学資金(地域医療再生枠) 応募理由書

住所

氏名

山口大学医学部推薦入試「地域医療再生枠」を志願した理由及び将来どのような医師になりたいか等について記入してください。

山口大学医学部医学科推薦入試・重点医師確保対策枠合格者の皆さんへ

山口県医師修学資金（重点医師確保対策枠）の貸付申請について

合格おめでとうございます。

山口県では、山口大学医学部推薦入試「重点医師確保対策枠」の入学者全員を対象に、医師修学資金（重点医師確保対策枠）を設け、修学に必要な資金の貸付けを行います。

合格された皆さんには、次の書類の提出をお願いします。

1 提出書類

(1) 修学資金貸付申請書（別紙様式）

2人の連帯保証人（一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる者）が必要です。

うち1人は、一定の職業を有する父母を充てることができます。

(2) 履歴書

市販の履歴書（写真要）に記載してください。

(3) 健康診断書

近隣の医療機関で、簡易な健康診断を受診してください。

（少なくとも、身長、体重、視力、聴力、尿検査、血圧、医師所見を含むもの）

(4) 本人の住民票

入学に当たり転居を要する場合でも、住所変更前のもので構いません。

(5) 応募理由書（別紙様式）

(6) 本人と生計を同じくする家族全員の収入を証明する書類

市町村長が発行する直近分の所得証明書又は源泉徴収票の写し

※ 他の書類（入学許可書、学部長の推薦書）は、山口大学医学部において作成します。

※ 今回の貸付申請書とは別に、入学後、交付申請書（保証書等）を提出いただく予定です。（別途通知します。）

2 提出期日

令和8年2月25日（水）必着

3 提出先

〒755-8505 宇部市南小串1-1-1

山口大学 医学部 学務課 教育・学生支援係

TEL：0836-22-2099 E-mail：me237@yamaguchi-u.ac.jp

※ 封書に「重点医師確保対策枠 修学資金申請書 在中」と朱書すること。

4 お問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県 健康福祉部 医療政策課 医師確保対策班 担当：山本

TEL：083-933-2937 E-mail：a11700@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県医師修学資金（重点医師確保対策枠）の御案内

山口県医師修学資金（重点医師確保対策枠）は、山口大学医学部が実施する推薦入試「重点医師確保対策枠」の入学者全員に対し、6年間、山口県が修学に必要な資金の貸付けを行うものです。

1 貸付金額

月額15万円（年180万円、6年計1,080万円）

2 貸付けの条件・返還の免除

貸付けに当たっては、次の条件が付され、これを達成した場合に、貸付金の返還が免除されます。

- (1) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得し、臨床研修を行った後、貸付期間（6年）の2倍の期間に達するまでに、山口県医師修学資金キャリア形成プログラムの適用を受け、県が個別に指定する公的医療機関等の特定の診療科において、貸付期間の1.5倍の期間（9年）、医師として勤務をしなければなりません。
- (2) 医師免許取得後の臨床研修は、山口県内の臨床研修病院で行わなければなりません。（県内での臨床研修期間については、返還免除のための勤務期間として算入されます。）
- (3) 「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」及び「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付要綱」に定める義務を誠実に履行しなければなりません。
 - ※ 対象となる勤務先は、県内の公的医療機関等のうちから、県が個別に指定。
 - ※ 山口大学医学部附属病院での勤務期間は、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の1に相当する期間（1年に満たない端数があるときは、これを切り上げる。）内のみを返還免除の対象となる勤務期間に算入。
 - ※ 大学院に在籍した期間及び育児休業をした期間は、原則、貸付期間の2倍に相当する期間から除く。
 - ※ 「特定の診療科」とは、小児科、産婦人科、麻酔科、救急科、放射線治療科、病理診断科、呼吸器内科、総合診療科、外科とし、外科については基本領域における外科を指し、整形外科、脳神経外科、形成外科を含みません。

（修学資金を返還しなければならない場合）

次のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた修学資金の額に利息（年10%）を付して一括返還しなければなりません。（利息の計算日数は、各月交付日の翌日からの起算となります。）

なお、災害、疾病、その他やむを得ない事由があると認められるとき等は、その間返還を猶予することがあります。

- ① 貸付けが取り消されたとき
- ② 大学を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得しなかったとき

- ③ 免許取得後、直ちに臨床研修を開始せず、又はこれを修了することができなかつたとき
- ④ 県内の公的医療機関等において医師として業務に従事した期間中に死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき（事情により、全額または一部の返還が免除されることがあります）
- ⑤ 大学を卒業した日から2年以内に免許を取得し、直ちに臨床研修を開始し、これを修了した場合において、貸付期間の2倍に相当する期間の間に、県内の公的医療機関等において医師としてその業務に従事した期間が、通算して、貸付期間の1.5倍に相当する期間（1年に満たない端数は切上げ）に達する見込みがなくなったとき
- ⑥ その他貸付けの条件に違反したとき

【参考】県内の公的医療機関等（返還免除の対象となる医療機関）

公的医療機関	日本赤十字社	山口赤十字病院、小野田赤十字病院
	済生会	山口総合病院、湯田温泉病院、下関総合病院、豊浦病院
	厚生農業協同組合連合会	周東総合病院、小郡第一総合病院、長門総合病院
	市町	美和病院、大島病院、東和病院、 大和総合病院、光総合病院、新南陽市民病院、 山陽小野田市民病院、美祢市立病院、美東病院、 下関市立市民病院、豊田中央病院、萩市民病院
	県立病院機構	県立総合医療センター、県立こころの医療センター
その他	労働者健康安全機構	山口労災病院
	地域医療機能推進機構	徳山中央病院、下関医療センター
	国立病院機構	岩国医療センター、柳井医療センター、 山口宇部医療センター、関門医療センター
	国立大学法人	山口大学医学部附属病院
	地域医療支援病院 医療法第4条第1項	岩国市医療センター医師会病院、 オープンシステム徳山医師会病院、 宇部中央病院 (再掲) 岩国医療センター、周東総合病院、徳山中央病院、 県立総合医療センター、山口赤十字病院、 済生会山口総合病院、山口労災病院、 済生会下関総合病院、関門医療センター、 下関医療センター、下関市立市民病院

問い合わせ先 〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県 健康福祉部 医療政策課 医師確保対策班

TEL 083-933-2937 E-mail a11700@pref.yamaguchi.lg.jp

URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/ishikakuho/>

修学資金貸付申請書

令和 年 月 日

山口県知事 殿

申請者 郵便番号
住所ふりがな
氏名 (電話) 局 (印)
番)親権者住所
(未成年後見人)氏名 (電話) 局 (印)
番)

下記のとおり修学資金の貸付けを受けたいので、山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請書	住所							
	氏名							
	生年月日	年		月	日	生	性別	男・女
	家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	年収	同居・別居の別
							円	
修学期間等	大学名	山口大学(医学部)						
	所在地	宇部市南小串一丁目1番1号						
	入学年月日	R8年4月日	貸付希望期間	R8年(2026年)4月から 6年間				
	卒業予定年月日	R14年3月日	貸付希望総額	R14年(2032年)3月まで 金10,800,000円				
修学の種類	医師(重点医師確保対策枠)							
連帯保証人	住所							
	氏名							
	生年月日	年	月	日	生	性別	男・女	
	職業							
	住所							
	氏名							
生年月日	年	月	日	生	性別	男・女		
職業								

添付書類

- 1 大学における学業成績表(学業成績表の提出が困難な者にあっては、その大学の発行する在学証明書又は入学許可書)
- 2 健康診断書及び住民票
- 3 大学の学長又は学部長の推薦書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とする。

山口県医師修学資金(重点医師確保対策枠) 応募理由書

住所

氏名

山口大学医学部推薦入学「重点医師確保対策枠」を志願した理由及び将来どのような医師になりたいか等について記入してください。

医師修学資金関係

貸付金の返還債務の免除に関する条例（抄）

（昭和六十年三月二十六日 山口県条例第一二号）

（趣旨）

第一条 この条例は、県が貸し付けた資金の返還の債務の免除について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ～ 五（略）

六 医師及び歯科医師修学資金 公的医療機関その他の病院又は診療所で知事が指定するもの（以下「公的医療機関等」という。）における医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）の充実に資するため、大学の医学部又は歯学部（これらに相当する学部を含む。）の学生で医学又は歯学を専攻し、又は専攻しようとするものであつて、将来県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金をいう。

七 ～ 九（略）

第二条の二 ～ 第七条（略）

（医師及び歯科医師修学資金の返還債務の免除）

第八条 知事は、医師及び歯科医師修学資金（以下この条において「修学資金」という。）の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務を当該各号に定める債務の範囲内において免除することができる。

一 大学を卒業した日から二年以内に医師等の免許を取得し、直ちに医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修（以下この条において「臨床研修」と総称する。）を開始し、これを修了した場合において、その修了した日の属する月の翌月の初日から起算した期間（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程に在学した期間又は育児休業若しくは介護休業（以下「育児休業等」という。）をした期間があるときは、これらの期間を除いた期間）が通算して修学資金の貸付けを受けた期間の二倍に相当する期間に達するまでの間に、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間（修学資金の貸付けを受けた期間が三年以上の者にあつては、県内の病院が管理を行う医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を受けた期間のうち一年（修

学資金の貸付けを受けた期間が五年以上の者にあつては、二年）を超えない期間及び県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間。第四号において同じ。）が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に達したとき 返還及び利息の支払の債務の全部

二 前号に規定する従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき 返還及び利息の支払の債務の全部

三 死亡又は心身障害により修学資金を返還することができなくなつたとき 返還及び利息の支払の債務の全部又は一部

四 大学を卒業した日から二年以内に医師等の免許を取得し、直ちに臨床研修を開始し、これを修了した場合において、その修了した日の属する月の翌月の初日から起算した期間（学校教育法第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程に在学した期間又は育児休業等をした期間があるときは、これらの期間を除いた期間）が通算して修学資金の貸付けを受けた期間の二倍に相当する期間に達するまでの間に、やむを得ない事由により、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に達しなかつたとき 返還及び利息の支払の債務の全部又は一部

第八条の二～第十条 （略）

（規則への委任）

第十一条 この条例に定めるもののほか、県が貸し付けた資金の返還の債務の免除について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成二十二年四月一日前に大学に入学した者が貸付けを受けた医師及び歯科医師修学資金の返還及びその利息の支払の債務についての改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例第八条の規定の適用については、同条第一号中「期間（修学資金の貸付けを受けた期間が三年以上の者にあつては、県内の病院が管理を行う医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を受けた期間のうち一年（修学資金の貸付けを受けた期間が五年以上の者にあつて

は、二年）を超えない期間及び県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間。第四号において同じ。」とあるのは、「期間」とする。
(本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

3
(略)

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則

(昭和六十年三月三十日 山口県規則第三十三号)

(趣旨)

第一条 この規則は、公的医療機関その他の病院又は診療所で知事が指定するもの（以下「公的医療機関等」という。）における医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）の充実に資するために行う医師及び歯科医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付け)

第二条 知事は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）の医学部又は歯学部（これらに相当する学部を含む。）の学生で医学又は歯学を専攻し、又は専攻しようとするものであつて、将来県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事しようとするものの申請により、その者に修学資金を貸し付けることができる。

第三条 修学資金は、貸付けの決定に係る月から大学を卒業する日の属する月までの間、毎月、月額十五万円（知事が別に定める場合には、五万円、十二万円又は二十万円）を貸し付けるものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、あらかじめ、二月分又は三月分を併せて貸し付けることができる。

(連帯保証人)

第四条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人二人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）は、一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営んでいる者でなければならない。ただし、修学資金の貸付けを受けようとする者に父又は母があるときは、連帯保証人のうち一人は、その父又は母を充てることができるものとする。

(貸付けの申請)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 一 大学における学業成績表（学業成績表の提出が困難な者にあつては、その大学の発行する在学証明書又は入学許可書）
- 二 履歴書、健康診断書及び住民票の写し
- 三 当該大学の学長又は学部長の推薦書（別記第二号様式）

(貸付けの決定)

第六条 知事は、前条の規定により修学資金貸付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、修学資金を貸し付けるかどうかの決定をし、その結果を書面により当該修学資金貸付申請書を提出した者に通知する。

(貸付けの方法)

第七条 前条の規定による修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、直ちに、修学資金の月額が五万円、十二万円又は十五万円である場合にあつては当該年度分に係る修学資金交付申請書（別記第三号様式）に、修学資金の月額が二十万円である場合にあつては貸付けの決定を受けた期間に係る修学資金交付申請書に保証書（別記第四号様式）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）で、引き続き修学資金の交付を受けようとするもの（修学資金の月額が五万円、十二万円又は十五万円である場合に限る。）は、毎年三月末日までに、翌年度分に係る修学資金交付申請書に保証書を添えて、知事に提出しなければならない。

(貸付けの取消し等)

第八条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、修学資金の貸付けを取り消すものとする。

- 一 退学したとき。
 - 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
 - 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
 - 四 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - 五 死亡したとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 知事は、前項の規定により修学資金の貸付けを取り消したときは、直ちにその旨を書面により、当該修学生及び連帯保証人に通知する。
- 3 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けられたものとみなす。
- 4 知事は、修学生が正当な理由がなくて第十七条に規定する学業成績表及び健康診断書を提出しない場合には、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第九条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、知事が書面により通知するところにより、当該各号に規定する事由を生じた日の属する月の翌月から起算して一月以内（次条第一項の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の債務の履行が猶予されたときは、一月と当該猶予された期間とを合算した期間内）に、貸付けを受けた修学資金の額に利息を付して返還しなければならない。

- 一 前条第一項の規定により修学資金の貸付けを取り消されたとき。
 - 二 大学を卒業した日から二年以内に医師等の免許（以下「免許」という。）を取得しなかつたとき。
 - 三 免許を取得した後、直ちに医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」と総称する。）を開始せず、又はこれを修了することができなかつたとき。
 - 四 県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間中に死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき（貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和六十年山口県条例第二号。以下「条例」という。）第八条第二号に該当するときを除く。）。
 - 五 大学を卒業した日から二年以内に免許を取得し、直ちに臨床研修を開始し、これを修了した場合において、その修了した日の属する月の翌月の初日から起算した期間（学校教育法第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程に在学した期間又は育児休業若しくは介護休業をした期間があるときは、これらの期間を除いた期間）が通算して修学資金の貸付けを受けた期間の二倍に相当する期間に達するまでの間に、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間（修学資金の貸付けを受けた期間が三年以上の者にあつては、県内の病院が管理を行う医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を受けた期間のうち一年（修学資金の貸付けを受けた期間が五年以上の者にあつては、二年）を超えない期間及び県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間。第十二条第三項において同じ。）が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に達する見込みがなくなつたとき（条例第八条第二号に該当するときを除く。）。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、貸付けの条件に違反したとき。
- 2 前項の利息の額は、毎月の修学資金の額にその月の修学資金の交付の日の翌日から修学資金を返還すべき日までの期間の日数に応じ年十パーセントの割合を乗じて計算した金額の合計額とする。
(返還の債務の履行猶予)

第十条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金の返還及びその利息の支払の債務の履行を猶予することができる。

一 第八条第一項の規定により修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき　その在学している期間

二 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき　その事由が継続する期間

三 条例第八条第四号に規定するやむを得ない事由が消滅した後、引き続いて県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事しているとき　その業務に従事している期間

2 前項の規定による修学資金の返還及びその利息の支払の債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還債務履行猶予申請書（別記第五号様式）にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、同項第二号に該当するときは、当該事実を証する書類の添付を省略することができる。

3 知事は、前項の規定により修学資金返還債務履行猶予申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、修学資金の返還の債務の履行を猶予するかどうかの決定をし、その結果を書面により当該修学資金返還債務履行猶予申請書を提出した者に通知する。

（期間の計算）

第十一條 条例第八条第一号及び第四号並びにこの規則第九条第一項第五号及び次条第三項に規定する医師等としてその業務に従事した期間の計算は、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事することとなつた日の属する月の翌月（その日が月の十五日以前であるときは、その日の属する月）から県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事しなくなつた日の属する月（その日が月の十五日以前であるときは、その日の属する月の前月）までの期間の月数による。

2 条例第八条第一号及びこの規則第九条第一項第五号に規定する臨床研修を受けた期間の計算は、県内の病院が管理を行う医師法第六条の二第一項の規定による臨床研修を受けることとなつた日の属する月の翌月（その日が月の十五日以前であるときは、その日の属する月）から当該臨床研修を受けなくなつた日の属する月（その日が月の十五日以前であるときは、その日の属する月の前月）までの期間の月数による。

3 条例第八条第一号及び第四号並びにこの規則第九条第一項第五号及び次条第三項に規定する修学資金の貸付けを受けた期間には、第八条第三項の規定により貸し付けられなかつた修学資金に係る期間を含まないものとする。

（返還の債務の免除の申請等）

第十二条 条例第八条の規定による修学資金の返還及びその利息の支払の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書（別記第六号様式）にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により修学資金返還債務免除申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、修学資金の返還及びその利息の支払の債務を免除するかどうかの決定をし、その結果を書面により当該修学資金返還債務免除申請書を提出した者に通知する。

3 条例第八条第四号の規定による修学資金の返還及びその利息の支払の債務の免除の額は、修学資金の貸付けを受けた者が、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間を修学資金の貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間で除して得た数を修学資金の返還及びその利息の支払の債務の額に乗じて得た額とする。

(延滞利息)

第十三条 修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額（利息を含む。）につき年十四・五ペーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(連帯保証人の変更)

第十四条 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更願（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。

(届出)

第十五条 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届書（別記第八号様式）に当該事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第一号又は第九号に該当するときは、当該事実を証する書類の添付を省略することができる。

- 一 大学を退学し、休学し、停学の処分を受け、若しくは復学し、又は卒業したとき。
- 二 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 三 免許を取得したとき。

四 県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事したとき。

五 臨床研修を開始し、又は中止し、若しくは終了したとき。

六 県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した後、休職し、復職し、若しくは退職し、又は医師等以外の職種に従事することとなつたとき。

七 学校教育法第九十七条に規定する大学院の課程（医学を履修する課程に限る。）に入学し、又は当該課程を修了したとき。

八 育児休業又は介護休業を開始し、又は終了したとき。

九 前各号に掲げるもののほか、本人又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項に異動があつたとき。

2 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人は、直ちに前項の届書に当該事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(報告)

第十六条 修学資金の貸付けを受けた者は、毎年四月二十日までに、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事している状況を従事状況報告書（別記第九号様式）により知事に報告しなければならない。ただし、条例第八条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の債務の全部を免除された者については、この限りでない。

(学業成績表等の提出)

第十七条 修学生は、学業成績表及び健康診断書を毎年四月二十日までに知事に提出しなければならない。

(附 則)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第七条の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十二年四月一日前に大学に入学した者が貸付けを受けた医師及び歯科医師修学資金についての改正後の山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則第九条第一項及び第十二条第三項の規定の適用については、同規則第九条第一項中「期間（修学資金の貸付けを受けた期間が三年以上の者にあつては、県内の病院が管理を行う医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を受けた期間のうち一年（修学資金の貸付けを受けた期間が五年以上の者にあつては、二年）を超えない期間及び県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間。第十二条第三項において同じ。）」とあるのは、「期間」とする。

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付要綱

平成18年(2006年)8月4日 平18医務保険第1169号

(趣旨)

第1条 この要綱は、医師及び歯科医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けについて、貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和60年山口県条例第2号。以下「条例」という。）及び山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則（昭和60年山口県規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「公的医療機関等」とは、第3条に規定するものをいう。

- 2 この要綱において、「医師等」とは、医師又は歯科医師をいう。
- 3 この要綱において、「臨床研修」とは、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定による臨床研修をいう。

(公的医療機関等)

第3条 条例第2条第7号に規定する公的医療機関その他の病院又は診療所で知事が指定するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第31条に規定する公的医療機関
- (2) 独立行政法人国立病院機構が開設した病院
- (3) 独立行政法人労働者健康安全機構が開設した病院
- (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構が開設した病院
- (5) 国立大学法人が開設した病院
- (6) 医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院

(貸付けの対象者)

第4条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、将来県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事しようとする者であって、各年度の山口県医師及び歯科医師修学資金募集要項（以下「募集要項」という。）の応募資格に該当するものとする。

(貸付けの申請等)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則第5条に規定する修学資金貸付申請書に、同条各号に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 医師及び歯科医師修学資金応募理由書
- (2) 修学資金の貸付けを受けようとする者（山口大学医学部及び自治医科大学医学部に在籍する者を除く。）が県内の高等学校又は県内の中等教育学校を卒業した者であるときは、それを証明する書面

- (3) 修学資金の貸付けを受けようとする者(山口大学医学部及び自治医科大学医学部に在籍する者を除く。)が県外の高等学校若しくは県外の中等教育学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者であるときは、貸付けの申請をする日の3年以上前から保護者が山口県内に継続して在住し、現在も在住していることを証明する書類（保護者の在住を証明する住民票の写し又は戸籍の附票の写し）
- (4) 本人と生計を同じくする家族全員の収入を証明する書類(市町村長の発行する前年分の所得証明書又は源泉徴収票の写し)

(貸付けの条件)

第6条 この修学資金の貸付けの決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 修学資金の貸付けを受ける者は、大学を卒業した日から2年以内に医師等の免許を取得し、直ちに臨床研修を開始し、これを修了した場合において、その修了した日の属する月の翌月の初日から起算した期間（学校教育法第97条に規定する大学院において医学を履修する課程に在学した期間又は育児休業若しくは介護休業をした期間があるときは、これらの期間を除いた期間。以下同じ。）が通算して修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（以下「従事対象期間」という。）に達するまでの間に、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間（修学資金の貸付けを受けた期間が3年以上の者にあっては、県内の病院が管理を行う医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けた期間のうち1年（修学資金の貸付けを受けた期間が5年以上の者にあっては、2年）を超えない期間及び県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間。以下「従事期間」という。）が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）に達するまで医師等としてその業務に従事しなければならない。
- (2) 修学資金の貸付けを受ける者が医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を受ける場合、県内の臨床研修病院が管理を行う臨床研修でなければならない。ただし、やむを得ない事由があると知事が認めるときは、県外の臨床研修病院が管理を行う臨床研修を受けることができ、この場合においては、従事期間に、臨床研修を受けた期間を含めないものとする。
- (3) 修学資金の貸付けを受ける者は、条例、規則及びこの要綱に定める義務を誠実に履行しなければならない。

(返還債務の免除)

第7条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務の全部を免除するものとする。

- (1) 従事対象期間に達するまでの間に、従事期間が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間に達したとき（条例第8条第1号関係）
- (2) 従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき（条例第8条第2号関係）

- (3) やむを得ない事由により、従事対象期間に達するまでの間に、従事期間が、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間に達しないこととなる場合にあっては、やむを得ない事由が消滅した後、引き続いて県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事することにより、従事期間が、通算して修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間に達したとき（条例第8条第4号関係）
- 2 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務の全部又は一部を免除する場合がある。
- (1) 死亡又は心身障害により修学資金を返還することができなくなったとき（条例第8条第3号関係）
- (2) やむを得ない事由により、従事対象期間に達するまでの間に、従事期間が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間に達しなかったとき（条例第8条第4号関係）

（特例措置）

第8条 県内の公的医療機関等において募集要項に定める特定の診療科の医師等としてその業務に従事しようとする者を貸付けの対象者として募集する場合にあっては、その募集に応じ貸付けを受けた者が県内の公的医療機関等において当該特定の診療科の医師等としてその業務に従事した場合に限り、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事したものとみなして、条例、規則及びこの要綱の規定を適用する。

- 2 臨床研修の修了後に山口大学医学部附属病院において医師等としてその業務に従事した期間が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の1に相当する期間（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を超える場合は、当該超える期間は、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事しなかった期間とみなして、条例、規則及びこの要綱の規定を適用する。ただし、やむを得ない事由があると知事が認める場合はこの限りではない。
- 3 修学資金の月額が20万円の場合にあっては、過疎地域の病院の医師等として従事期間のうち4年の期間その業務に従事した場合に限り、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事したものとみなして、条例、規則及びこの要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成18年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月17日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日前に修学資金貸付けの決定を受けた者の改正後の第6条(2)の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。